

情報処理振興事業協会監事
 (元総務庁統計局統計基準部長)

坂 本 侑 三

3. 統計審議会答申

同年暮れの同審議会答申では、先ず基本的考え方として、第1点は、統計調査についてはその特殊性から個人情報保護に関する法的措置とは別途に統計関係法令において対応措置を講ずる。第2点として、統計調査においては、電子計算機処理に係る個人情報保護だけが問題となるのではない。統計調査の性格から、電子計算機処理であろうが手作業処理であろうが、また個人であろうが法人のような団体であろうが秘密の保護は均しく問題となる、という考えの下に、具体的には次のような方向づけがなされたのである。先ず第1点は、従来指定統計にのみかぶせられていた秘密保護規定を届出統計調査、承認統計調査にも及ぼせる。第2点として、主に統計調査の重複排除と秘密保護の見地から設けられている指定統計の目的外利用規制の制度を届出統計調査、承認統計調査にも拡大する。第3点として、統計調査によって得られた調査票等の秘密保護の管理面に関する規定を整備する、というものであった。

4. 統計法等の改正

以上のような答申を頂戴し、また他方行政機関個人情報保護法案の方においても統計分野を除外するという方針が最終的に決定され、統計法の改正作業に入ったのが昭和63年2月頃のことであった。その後各省庁との折衝の結果、上記答申のうち第1点と第3点は答申通り、また第2点目につ

いては、地方自治を尊重しまた各省庁の自主性を尊重するという配慮を加え法案をまとめ、同年4月28日閣議決定、国会提出となったのである。なお、統計報告調整法についても若干の修正が必要になり、また統計法に関しては、上記のほか国勢調査に関する規定についても従来から若干疑義のあった点の規定の整備を図っている。統計関係改正法等と行政機関個人情報保護法案は同時に国会提出、その国会では継続審査、次の臨時国会の会期末近く昭和63年12月9日無修正で成立、統計関係改正法案は翌平成元年10月1日施行され現在に至っている。

おわりに

以上昭和63年の統計法の改正経緯を簡単に振り返ったが、この機会に統計調査の秘密保護の問題、あるいはプライバシー保護の問題などに興味を抱いて頂ければ幸甚に思う次第である。